

# 平成23年度 法科大学院入学者選抜試験問題

## 民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。2～3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【民法】

### 第1問

次に掲げたのは、民法（債権法）改正検討委員会が提案した民法の改正案である。どんな問題（論点）についての提案か、また、現行民法及び現在までの判例法理に照らして相違点を説明しなさい。

#### 【1. 5. 40】

- 〈1〉代理権を有しない者が他人の代理人として契約をした後に、その無権代理人が本人を相続したときは、その無権代理人はその追認を拒絶することができない。
- 〈2〉代理権を有しない者が他人の代理人として契約をした後に、本人がその無権代理人を相続したときは、その本人はその追認をしまたはその追認を拒絶することができる。
- 〈3〉代理権を有しない者が他人の代理人として契約をした後に、その無権代理人を相続し、その後さらに本人を相続した者は、その追認をしまたはその追認を拒絶することができる。
- 〈4〉代理権を有しない者が他人の代理人として契約をした後に、本人を相続し、その後さらにその無権代理人を相続した者は、その追認をしまたはその追認を拒絶することができる。 [配点40点]

### 第2問

Aは、助手席に妻Bを乗せて、自動車を運転走行していたが、交差点で、Cの運転する自動車から衝突され、運転していたAは死亡し、Bは重傷を負った。この事故は、対向車線側から交差点に進入してきたCが無理な右折をしたことによって発生したものであったが、Aにも前方不注視・スピード違反があった。Aは救急車で病院に運ばれる途中で、何度も「向こうが悪い」「残念」「くやしい」「痛い」などと口にしつつ、死亡したものである。

死亡したAの共同相続人は、妻Bと成人した2人の子供である息子Dと娘Eの3名であるところ、Aの死亡直後から、借金返済に追われていたDが遺産の分配を要求したため、BDE間でAの遺産をどのように分割するかについて話し合いが行われたが、DとEとが対立して、なかなか合意に至らず、Aの死亡から1年後に、ようやく家庭

裁判所での遺産分割の調停が成立し、Aの遺産に属する甲不動産はBが単独で取得（単独所有）し、他の遺産のうち、ゴルフ会員権と公社債のすべてをDが取得し、株式のすべてをEが取得することとされた。

この場合において、次の問いに答えなさい。

- (1) Bは、Cに対してAの慰謝料を含めて損害賠償請求をした。それに対して、Cは、(ア)Aにも過失があったのだから、Bが被った損害の賠償額についても減額されるべきであること及び(イ)死亡したAの慰謝料を請求するのは不当であることを主張している。Cのこの2点の反論について検討しなさい（なお、自動車損害賠償保障法については考慮しなくてよいものとする）。〔配点40点〕
- (2) Dは、遺産分割協議書等を偽造するなどして、甲不動産の登記名義をA名義から自己名義とした上で、これをFに売却し、Fから受け取った売買代金でもって自己の借金の返済にあてた。Bは、甲不動産の権利（所有権ないし持分権）をFに主張することができるか。DからFへの売却が、(ア)A死亡後10か月目にされた場合と(イ)A死亡後1年6か月後にされた場合とに分けて、論じなさい。〔配点40点〕